公益的機能を発揮するためには、人工林において適時適切な造林や間伐等の必要な施業を面的に行うことはもとより、自然条件等に応じて針広混交林化を図るなど、多様で健全な森林へ誘導していく必要がある。しかしながら、育成複層林への誘導に遅れが生じているほか、奥地水源林等の人工林において、高齢級化・過密化が進行しつつある。このような状況を踏まえ、帯状若しくは群状又は単木の伐採により、複層林化を効率的に推進し、公益的機能の高度な発揮を図ることとする。

⑵　原木の安定供給体制の構築

近年、国産材を主な原料とする大型の製材・合板工場等の整備が進み、木質バイオマスのエネルギー利用が拡大の傾向を見せる中、これらの需要者からは、安定的かつ効率的な原木調達を望む声が高くなっている。国産材の供給量は、前述したとおり、前基本計画の策定以降増加しているものの、原木の供給体制は依然としてぜい弱である。我が国の林業は、小規模零細な所有構造で、森林所有者及び境界の明確化等に多大な労力を要し、施業集約化が進まずに分散的に行われることが多いこと等から作業ロットが小さく、低い生産性にとどまっている。変動する需要に対応した量と質の原木を適時適切に供給できる体制を早期に構築することが喫緊の課題であり、また、そのことは、原木供給者から原木需要者・住宅供給者等に至る「川上から川中・川下」までの相互利益の拡大に不可欠なものである。

このため、これまでの施業の集約化や路網整備等に加え、面的にまとまった共有林における施業の促進、森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図る。これらの取組とあわせて、主伐後の再造林対策の強化等により、主伐材を含めた原木の供給力を増大させる。また、素材生産を担う林業事業体の生産性と経営力の向上、林業労働力の確保を図るとともに、個々の事業体による小規模・分散的な供給体制から、木材の生産・流通の構造に応じて、地域の核となる者が原木を取りまとめて供給する体制への転換を図る。さらには、需給情報の共有、広域的な流通に対応した木材供給等により、川上と川中・川下との需給マッチングの円滑化を図る。

⑶　木材産業の競争力強化と新たな木材需要の創出

我が国の木材需要は、平成21年に65百万㎥まで大きく落ち込んだ後に持ち直し、近年70百万㎥台で推移している。しかしながら、今後、急速な高齢化と人口減少が進むと推計されている中、木材需要の大幅な増加を見込むことは困難な情勢にある。そのような厳しい情勢を踏まえれば、総需要量の約３割にとどまる国産材の利用量の割合を高めていくとともに、新たな木材需要を創出していく必要がある。その際には、生産者の技術や発想で製品を供給する「プロダクトアウト」から、消費者・実需者の求める製品を供給する「マーケットイン」への転換にとどまらず、木材産業者自らが、消費者の満足感等の情緒的な価値を求める消費性向等を適確にとらえ、製品の付加価値を向上させる取組を展開していくことが重要である。

このため、製材・合板工場等における効率的な供給体制の整備を通じ、低コストでの無垢乾燥材・集成材・合板等の供給、ＪＡＳ（日本農林規格）の普及促進等により、木造住宅等の既存分野を中心に、価格、品質・性能、価値提供等の面から、消費者・実需者に選択されるような木材製品を供給できるようにする。また、国産材の使用割合の低い横架材等の開発・普及、無垢材をはじめとした地域材に対する意匠性の付加等により、木材産業の競争力の強化を図る。さらには、ＣＬＴ等の新たな技術を用いた木質部材の開発・普及、公共建築物等の木造化、木造率の低位な非住宅建築物や土木分野での木材利用、木質バイオマスのエネルギー利用、付加価値の高い木材製品の輸出等を促進することにより、新たな木材需要を創出する。

⑷　林業及び木材産業の成長産業化等による地方創生

地方創生が喫緊の課題となる中、豊富な森林を有する山村等の地方にあっては、地域資源、とりわけ森林資源を最大限活かした産業の育成により、就業機会を創出し、定住の促進を図ることが重要である。また、山村等の集落周辺に存する里山林は、地域の生活や文化と密接に関わっており、その保全管理及び利用を促進することは、森林の多面的機能の発揮のみならず、地域コミュニティの維持にも貢献するものである。

このため、木材の生産から利用までの全ての段階において生産性向上やコストの低減、歩留まりの向上等を図り、林業及び木材産業の成長産業化を実現するとともに、きのこ、竹や漆といった特用林産物や未利用広葉樹資源の活用、森林レクリエーションや観光など森林空間の総合利用等を通じた都市との交流、地域活動としての森林の保全管理を推進し、地方創生への寄与を図っていくこととする。

⑸　地球温暖化対策、生物多様性保全への対応

地球温暖化が進行する中、平成27年12月に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（ＣＯＰ21）において、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択され、歴史上初めて190余の国・地域全てが参加する公平かつ実効的な枠組みとして合意が得られた。我が国としても、引き続き、平成32年度までに年平均52万haの間伐を実施するなど森林吸収源対策を含む地球温暖化防止の取組を推進していく必要がある。

このため、森林の適切な整備及び保全を通じて森林による二酸化炭素の吸収量の確保を図るとともに、木材利用の拡大による炭素の貯蔵及び二酸化炭素の排出削減に向けた取組を推進していくこととする。

我が国の国土の約３分の２を占める森林は、多様な生物が生育・生息しており、生態系ネットワークの根幹として豊かな生物多様性を構成している。また、森林面積の約４割を占める人工林においては、林業が持続的に行われることを通じ、空間的にも時間的にも多様な森林が形成されるという特徴を有している。気候調整や食料・木材等の供給、自然環境の保全など、森林のもたらす恩恵は多様な生物に支えられており、この恩恵を将来の世代にわたって享受していくことを可能とするためには、その源となる生物多様性を維持・回復していくことが重要である。

このため、平成24年に策定された「生物多様性国家戦略2012―2020」等を踏まえ、育成林における間伐の実施、伐採後の適切な更新、長伐期化、広葉樹の導入、野生生物の生育・生息地を結ぶ移動経路としての森林のネットワーク化、森林生態系の復元、林業及び木材産業の振興に向けた取組等、適切な森林の整備・保全及び利用を推進していくこととする。

3　施策展開に当たっての基本的な視点

この基本計画は、今後20年程度を見通して森林及び林業に関する各種施策の基本的な方向性を示すものであるが、各種施策を展開するに当たっては、以下の視点を踏まえていくこととする。

⑴　現場に立脚した施策の展開

森林及び林業をめぐる情勢が変化する中、森林に対する社会の要請は高度化・多様化し、林業・木材産業関係者が現場で直面する課題も複雑化している。一方で、施業集約化や効率的な作業システムの導入等により高い生産性を実現する林業事業体や、新たな木質部材を開発する木材加工業者など、意欲的・革新的な取組を行う者も現れている。

このため、森林・林業の現場が抱える課題に適確に対応し、創意工夫を引き出すことのできる現場に立脚した施策を、関係府省や都道府県等と連携しつつ展開していく必要がある。その際、地域に最も密着した行政機関である市町村の役割強化等を図るとともに、国有林のフィールドや技術力等を活かすなどして、課題に対応した具体の取組を進めていくことが重要である。

⑵　新たな動きを踏まえた柔軟な施策の展開

林業及び木材産業をめぐっては、高性能林業機械の開発、資源や生産情報に関する情報通信技術（ＩＣＴ）の高度化、ＣＬＴ等をはじめとした新たな木質部材の開発など技術革新のスピードが速まっている。また、公共建築物等の木造化や木質バイオマスのエネルギー利用への気運が高まるなど、木材利用をめぐる情勢の変化は速く、かつ、著しい。林業の持つ長期性という特性の中で、そのような新たな動きに柔軟に対応できるよう、きめ細かな施策を展開していくことが重要である。

⑶　国民理解の促進

森林の有する多面的機能の発揮のためには、森林の適切な整備及び保全並びに林業・木材産業の健全な発展に向けて関係者が一体となって努力していくだけでなく、幅広い国民各界各層の理解を得ていくことが重要である。そのためには、森林・林業・木材産業の果たす役割、木材利用の意義や木材に関する情報等を国民一人一人が共有し、森林を社会全体で支えていこうという気運を醸成していく必要がある。